



SNS(X) 開設中!

@jtsue_yamanashi

2024.11.4 No.8

過半数代表者選挙 (労働者代表者選挙)

で不正行為が発覚

今年 10 月、首都圏本部管内で池袋統括センターが新たに発足しましたが、発足後に行われた過半数代表者選挙 (労働者代表者選挙) で不正行為が発覚しました。

その内容は、池袋統括センター社友会主催「懇親会」の開催で、約 20 万円が会社の経費で出されており、立候補者から出馬の決意 (挨拶) が行われていました。

この発覚によって、選挙をやり直す事態が起きています。

選挙期間中に公平・公正な取扱いを行うべき「選挙事務を行う者」が、金銭的支援を行うことは明らかな不正行為です。更に飲食の場で挨拶を述べた立候補者も投票行為への「利益誘導」へもつながります。労働基準法にも反する大問題です。

TOKYO MAIL NEWS

JTSU 輸送サービス労組 東京地本 WEBSITE SNS
No. 123 / 2024.10.22

不正行為発覚

選挙期間中に社友会主催の懇親会を会社の経費で負担!
経費 選挙事務を行う方も含めその中に候補者から出馬決意が行われた!

2024年10月10日 池袋統括センター社友会主催の懇親会が、開催された。場所は池袋駅西口駅前大通りに約80名、合計5000円コース20名個人負担は3000円、約20万円が会社の経費で出された。この約20万円は、懇親会開催で、社友会主催の懇親会開催の為に努力したものである。この懇親会には、首都圏本部(経費)統括センター(代表)社友会、社友会代表者も参加していた。社友会懇親会は、選挙期間中に、社友会立候補者と、立候補者懇親会が開催された。選挙期間中に、公平・公正な選挙事務を行う者として、公平・公正な選挙事務を行うべき「選挙事務を行う者」が、金銭的支援を行う優越的な立場(経営者)と加担して、片方の支援・応援を行うことは紛れもない「不正行為」であり、飲食の場で挨拶を述べた立候補者も投票行為への「利益誘導」に他なりません。これは、労働基準法施行規則第6条2項に反する大問題です!

公正・公平な選挙とはどういうものか? 社員の皆さん、職場の事、公平に行える「代表者」を選んでほしい!!

- ◆ 10月10日、池袋統括センター社友会主催「懇親会」を開催し、約80名が参加。
- ◆ 懇親会は5千円のコースで、個人負担は3千円。約20万円が会社の経費で落とされている。
- ◆ 首都圏本部(経営者)、駅長、区長、社友会代表者も参加。実際は「立候補者の激励会」であった。
- ◆ 選挙事務を行う者として飲食する中で、立候補者から出馬の決意(挨拶)が行われた。

BREAKING NEWS

不正はデータ改ざんに留まらず

選挙期間中に社友会主催の激励会を会社の経費で負担! 約20万円の「裏金」流用が発覚!

10月1日に実施された組織再編により、池袋・中野・上野の3箇所統括センターが発足した。発足に伴い、実施された過半数代表者(労働者代表者)選挙において、池袋統括センター内で「不正行為」が発覚し、選挙をやり直す事態となっている。

会社は、親睦団体である社友会に対して「関与しない」として団体を交渉で回答しています。しかし、**実際は現場が苦労働して働いて確保してきた収益を一部の社員で構成された「社友会」に渡し、経費で流用していました。**

さらに、選挙期間中に公平・公正な取扱いを行うべき「選挙事務を行う者」が、**金銭的支援を行う優越的な立場(経営者)と加担して、片方の支援・応援を行うことは紛れもない「不正行為」であり、飲食の場で挨拶を述べた立候補者も投票行為への「利益誘導」に他なりません。これは、労働基準法施行規則第6条2項に反する大問題です!**

「臭い物に蓋をする」会社に公平・公正な選挙は実施できない!!

会社は直ちに法令違反の

是正と説明を行うべきです!

公平・公正な過半数代表者選挙を

すべての仲間で行っていきましょう!

